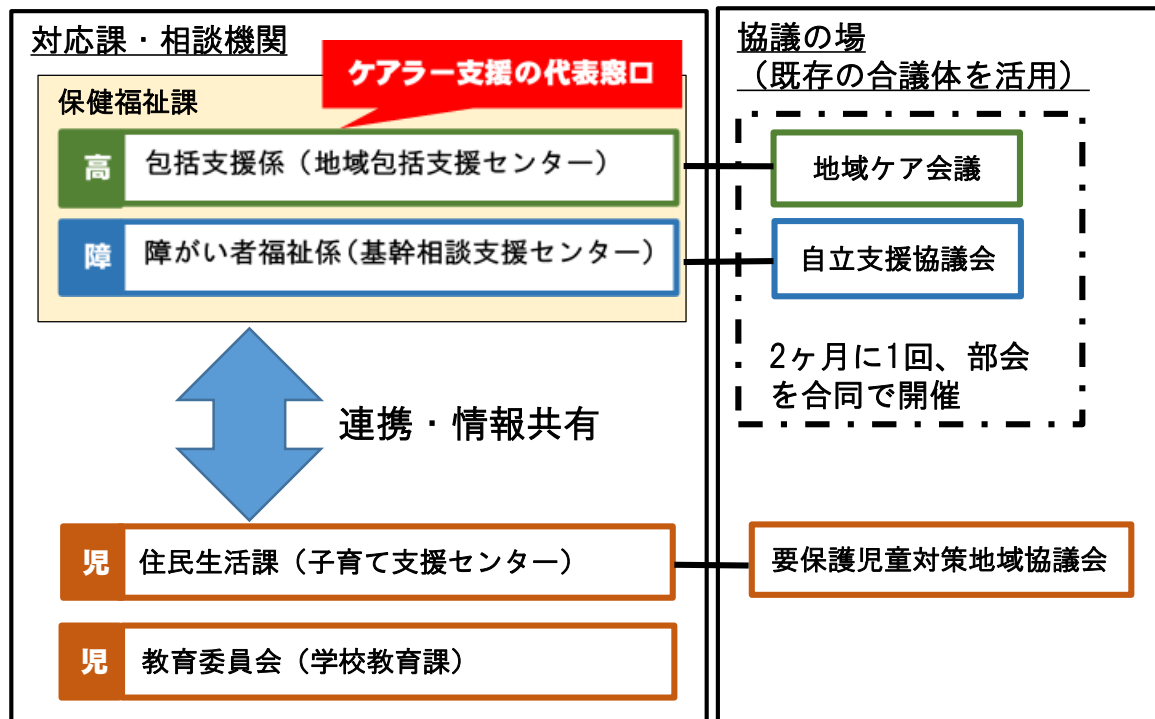


## 既存の体制を活用し、ケアラー支援の相談窓口を周知

### ◇相談支援体制



- ・道の計画開始に伴い、既存の体制を活用する形で市内の体制を整備。代表窓口は保健福祉課包括支援係が担い、相談内容に応じて各部署に振り分ける形をとっている。
- ・ヤングケアラーについては児童を所管する部署に役割分担し、それぞれで情報共有することとした。

### ◇相談窓口の明確化

- ・町のホームページに分野に応じた相談先を掲載。

### ◇分野横断的な連携・協議体制

- ・従来から地域ケア会議と自立支援協議会のそれぞれの部会を2ヶ月に1回合同で開催し、地域包括支援センター職員と障がいの相談担当職員が情報共有する場を設けており、こうした場面を活用。
- ・児童については、要保護児童対策地域協議会の場を活用することとしている。

### ◇交流拠点の整備

- ・町内の喫茶店や町子育て支援センターなどにおいて、おもいやりカフェ（認知症等）、ホッとサロン（子育て等）、がんサロンを実施。

八雲町の相談窓口

当町のケアラー支援に関する相談窓口は次のとおりです。ひとりで悩みや不安を抱えずに、まずはご相談ください。

こんなとき	担当係	電話番号
高齢者の介護等について相談したい	保健福祉課包括支援係 (八雲町地域包括支援センター)	0137-65-5001
	住民サービス課住居福祉係 (鮎石町地域包括支援センター)	01398-2-2365
障がい児・者の介護等について相談したい	保健福祉課障がい者福祉係 (八雲町障がい者基幹相談支援センター)	0137-64-2111
	住民生活課支援係 (八雲町子ども発達支援センター)	0137-63-4622
	住民サービス課住居福祉係	01398-2-3111
子育てについて相談したい	住民生活課子育て支援係 (八雲町子育て支援センター)	0137-62-2573
	保健福祉課健康推進係	0137-64-2111
	住民サービス課住居福祉係	01398-2-3111
どこに相談して良いかわからないとき	保健福祉課	0137-64-2111

※ 町ホームページ「ケアラー（介護者）支援について」から抜粋